

(単位：百万円)

	事業名	令和7年度 補正予算額	担当府省庁	備考
3. 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりを行う				
3-①人間関係を豊かにするつながり・居場所づくり				
19	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	1,520	こども家庭庁	
20	孤独・孤立対策推進交付金	120	内閣府	
21	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	200	内閣府	
22	民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究	17	内閣府	新規
23	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	507	こども家庭庁	
24	食品アクセス確保緊急支援事業	600	農林水産省	
25	多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業	65	内閣府	
26	地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	2,925 の内数	農林水産省	
27	地域おこし協力隊の強化	118 の内数	総務省	
28	部活動の地域展開等推進事業	5,732 の内数	文部科学省	
29	公営住宅整備事業等（社会資本整備総合交付金）	51,041 の内数	国土交通省	
30	公営住宅整備事業等（防災・安全交付金）	384,935 の内数	国土交通省	
31	地域居住機能再生推進事業	898 の内数	国土交通省	
32	重層的支援体制整備事業	6,575 の内数	厚生労働省	
33	共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業	84	厚生労働省	新規
34	共同生活型自立支援における実践に関する研究事業	61	厚生労働省	新規
35	被災者見守り・相談支援等事業	1,393	厚生労働省	
36	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	731 の内数	法務省	
37	刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	731 の内数	法務省	
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
38	地域おこし協力隊の強化	118 の内数	総務省	再掲
39	重層的支援体制整備事業	6,575 の内数	厚生労働省	再掲

40	共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業	84	厚生労働省	新規・再掲
41	共同生活型自立支援における実践に関する研究事業	61	厚生労働省	新規・再掲
42	被災者見守り・相談支援等事業	1,393	厚生労働省	再掲
43	潜在的に支援が必要なこどもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるこどもデータ連携の取組の推進	80	こども家庭庁	
44	地域若者サポートステーション事業	358 の内数	厚生労働省	
45	生活困窮者自立支援の機能強化事業	3,574	厚生労働省	
46	地方消費者行政強化交付金	1,760 の内数	消費者庁	
3-③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進				
47	民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究	17	内閣府	新規・再掲
3-④地域における包括的支援体制等の推進				
48	重層的支援体制整備事業	6,575 の内数	厚生労働省	再掲
49	共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業	84	厚生労働省	新規・再掲
50	共同生活型自立支援における実践に関する研究事業	61	厚生労働省	新規・再掲
51	生活困窮者自立支援の機能強化事業	3,574	厚生労働省	再掲
52	地方消費者行政強化交付金	1,760 の内数	消費者庁	再掲
53	児童相談所の相談体制の構築	98	こども家庭庁	
54	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業	150 の内数	環境省	
55	学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業	13 の内数	文部科学省	
56	熱中症対策推進事業	130 の内数	環境省	
57	成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	277 の内数	厚生労働省	
58	官民協働等女性支援事業	273 の内数	厚生労働省	
59	身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業	705 の内数	厚生労働省	新規
3-⑤関連施策の推進				
60	公共職業訓練	50 の内数	厚生労働省	
61	障害者自立支援給付費負担金（障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実）	119,355 の内数	厚生労働省	
62	障害者自立支援給付費負担金（単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実）	119,355 の内数	厚生労働省	
63	アクセシブルなICT機器等の総合的な開発普及推進事業	85	総務省	

## 事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2024年時点：10,867か所（※認定NPO法人「むすびえ」2024年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

## 事業の概要

### 【1】国⇒中間支援法人（実施主体）

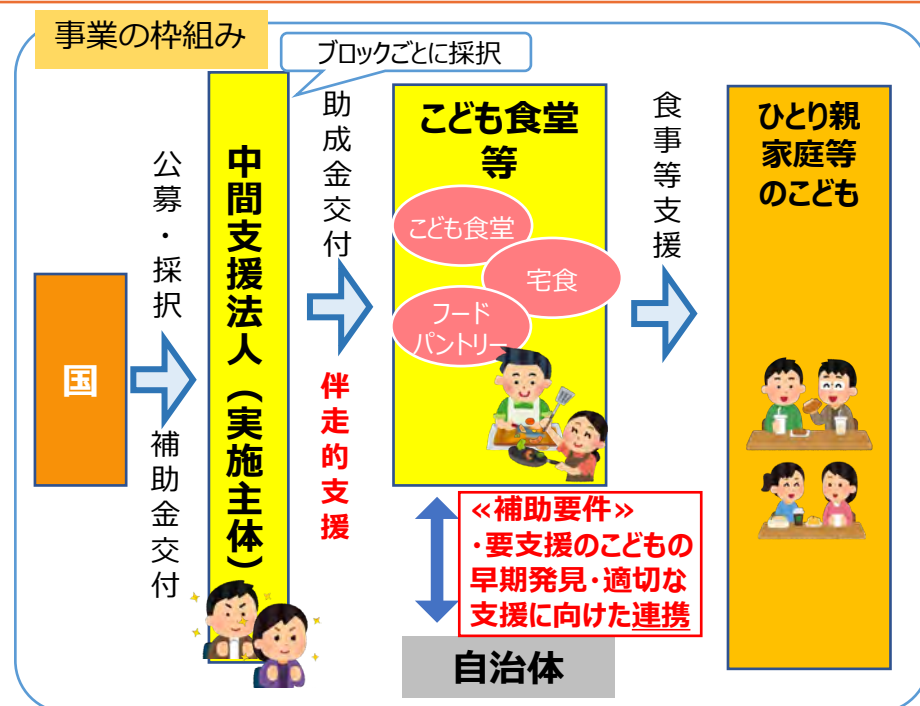
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で中間支援法人を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

### 【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。



## 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：169,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

# 孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 1.4億円（7年度予算額 1.4億円）

7年度補正予算額 1.2億円

## 事業概要・目的

- 令和6年に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

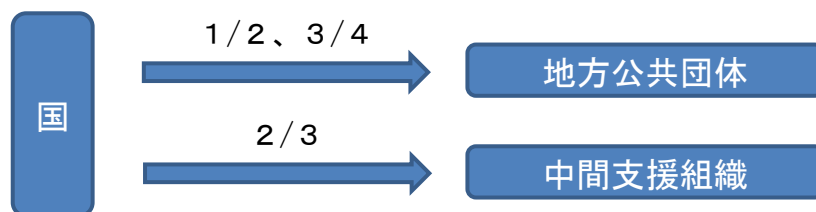
## 事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体向けのメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

# 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.3億円（新規）

7年度補正予算額 2.0億円

## 事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

## 事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

（日常生活環境における対応の例）

- ・ 趣味のワークショップやオンライン交流会等による単身世帯の人々の交流機会の提供
- ・ 中卒者や高校中退者を対象とした学習支援
- ・ ボランティアやインターンシップ等による若者の社会参加の機会の提供
- ・ イベント等を通じた地域住民同士の交流機会の提供
- ・ スポーツや文化・芸術を通じた、こども・若者、高齢者など多世代間の交流機会の提供
- ・ 伝統行事等の伝承を通じたシニア世代とこどもの交流機会の提供
- ・ 大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流機会（日本版メンズ・シェッド）の提供
- ・ 空家を活用したコミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所の提供
- ・ 図書館や博物館、公園などの機能を活かした居場所の提供 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

## 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

## 事業の概要

### (1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### (2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

### (3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



### (4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

## 実施主体等

### (1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,489千円
1 指定都市あたり	5,842千円
1 特別区・中核市あたり	3,683千円
1 市町村あたり	2,080千円

### (2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,502千円
1 指定都市あたり	4,090千円
1 特別区・中核市あたり	3,849千円
1 市町村あたり	2,107千円

### (3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

### (4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】都道府県、市町村
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 自治体あたり 5,000千円



# 食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

## <事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

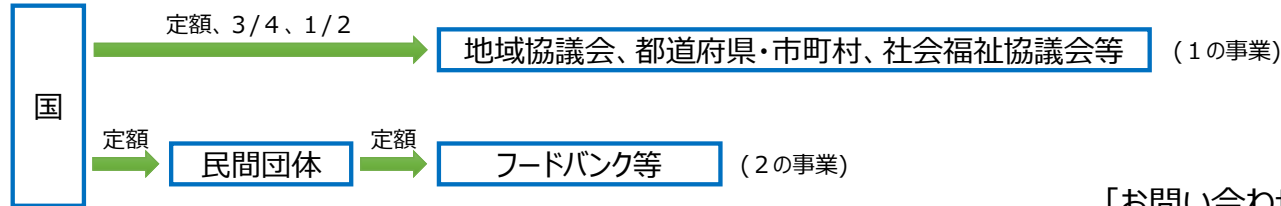
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

### 2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### [1について]



### [2について]



[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

## 多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業

(内閣府政策統括官(共生・共助担当))

令和7年度補正予算額 0.7億円

## 事業概要・目的

- 高齢化の進展等に伴い、地域を支える人材の高齢化や人手不足が進む中で、地域社会を持続可能なものしていくためには、幅広い世代から担い手を確保していく必要がある。
  - 平均寿命の延伸や高齢期の体力的な若返りを踏まえ、高齢期における就業や社会活動等への意欲も高まっているが、他方、地域の様々な活動への参加が難しい理由として、気軽に参加できる活動が少ない、地域で行われている活動を知らない、参加する時間がない等が挙げられており、こうした課題を克服し、地域住民の社会参加活動を促進する仕組みづくりが重要となっている。
  - こうした観点から、幅広い世代の参画の下、多様な主体により地域社会の課題解決に取り組むための仕組み(プラットフォーム)の構築に向けた実証事業を行う。
- (注) こうしたプラットフォームの構築については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「地方創生2.0基本構想」にも明記
- 高齢化がより一層進展(※)する中、地域社会における担い手不足を早急に解消し、経済社会を持続可能なものとするためには、多世代参画の下、分野横断的な地域課題を解決するための仕組みづくりに早期に着手することが必要。

(※) 令和7年9月時点の推計で、総人口に占める65歳以上の方の割合は29.4%と過去最高を記録(総務省統計局)

## 事業イメージ・具体例

## ○地域活力プラットフォーム構築調査の実施

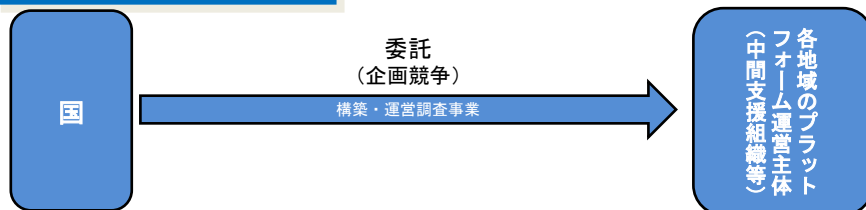
多世代の参画の下、分野横断的に地域の課題解決に取り組む仕組みを構築するため、以下の事項を中心として事業を実施。

- ◆特に現役世代を念頭に、幅広い世代・属性の地域住民の交流を促進するとともに、地域住民にとって地域社会との接点として有機的に機能する拠点の形成
- ◆地域の課題と担い手との「モザイク型マッチング」をはじめとするマッチングの仕組みの構築・運用
- ◆担い手の育成や地域課題の掘り起こしのためのワークショップ等の人材育成等の取組

## ○全国展開に向けた調査研究の実施

有識者等と連携し、事業の進捗状況や成果、課題等を整理・評価するとともに、地域類型ごとに、他の地域にも適用可能な取組のフォーマットや留意点、その他有益な情報等を報告書やマニュアル等により取りまとめ、公開。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 幅広い世代から担い手が確保され、地域社会の機能の維持・向上が図られる。
- 分野横断的な取組により、各地域における多様な主体の連携が促進され、地域課題の解決が図られる。

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

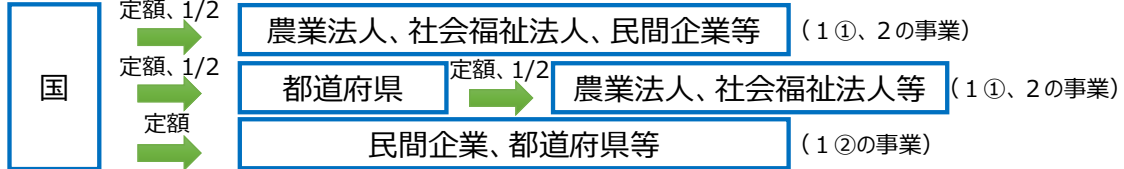
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設



地域協議会

市町村

農業経営体

社会福祉事業者等

地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発



専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和6年度は7,910人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

## 制度周知・隊員募集

### ■ 戦略的な広報の取組強化

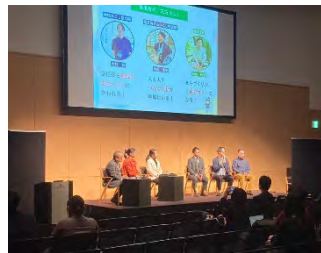
**拡充** インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

### ■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

### ■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



## 隊員活動期間中

### ■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

### ■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■ 各種研修会等の実施

- 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

- より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



- **拡充** 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

## 任期後

### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

# 部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案） 57億円  
 （前年度予算額 37億円）  
 令和7年度補正予算額 82億円



## 理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

## 事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

### I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

#### （1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援 ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
- ③ 推進体制の整備等★

〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

〔参加費・保険料〕

〔コーディネーターの配置  
人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（\*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

#### （2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

〈主な重点課題〉

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保 ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



#### （3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

〔17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）〕〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（\*1）〉

#### （4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

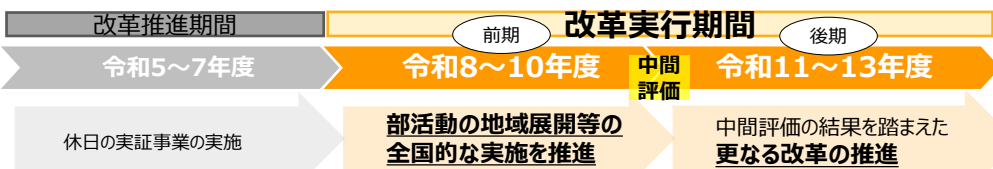
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

### II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施 ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

#### 根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**  
 第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。  
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**  
 附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。  
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））

\*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3  
 \*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】  
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

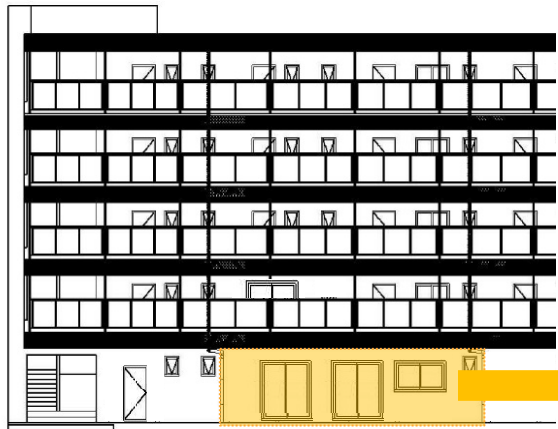
# 公営住宅等における交流スペースの設置支援

令和8年度当初予算案	
: 社会資本整備総合交付金	4,596.93億円の内数
: 防災・安全交付金	8,529.18億円の内数
: 地域居住機能再生推進事業	357.67億円の内数
: スマートウェルネス住宅等推進事業	160.87億円の内数
令和7年度補正予算	
: 社会資本整備総合交付金	510.41億円の内数
: 防災・安全交付金	3,849.35億円の内数
: 地域居住機能再生推進事業	8.98億円の内数

## 交流スペースの設置支援

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を支援

### <公営住宅>



公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入

### <交流スペース>



### <セーフティネット登録住宅> <サービス付き高齢者向け住宅>



セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用

# 重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度予算案：844億円（718億円） ※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額  
 ※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和7年度補正予算額：65.7億円

## 1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。  
 ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。  
 ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

## 2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

### 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

### 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

### 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

## 3. 実施主体等

### 実施主体

市町村

### 負担割合等

- 包括的相談支援事業  
地域づくり事業  
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等  
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
 ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。  
 ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

### 実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

① 施策の目的

- ひきこもり支援における共同生活等による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- 現在、共同生活型支援を効果的に実施する民間事業者を対象に、都道府県においてその実践事例及び効果データを収集するためのモデル事業を実施し、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。

② 対策の柱との関係

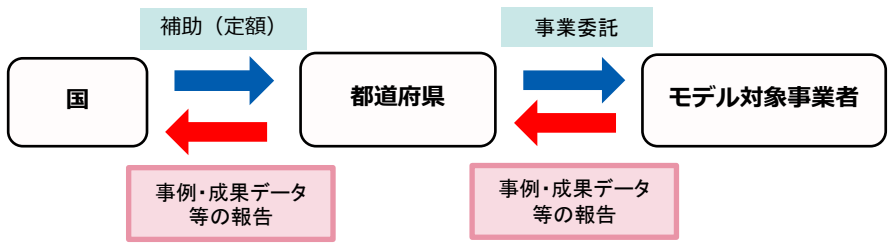
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。



【実施主体】 都道府県(施設が所在する都道府県)  
【補助率】 定額補助

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

① 施策の目的

- ひきこもり支援における共同生活等による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- このため、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

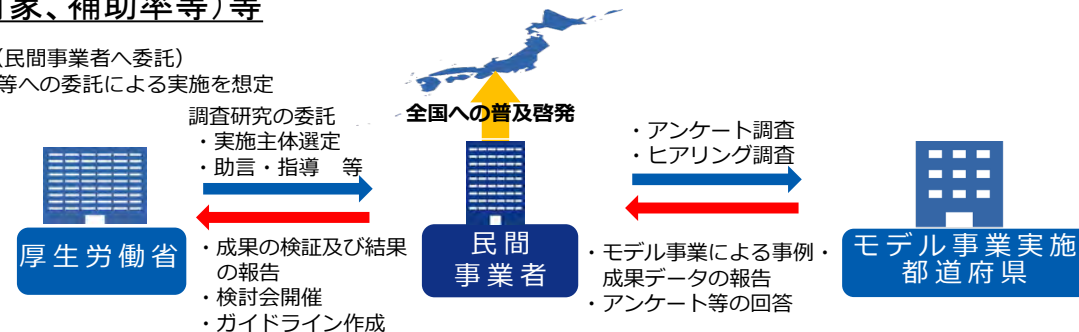
③ 施策の概要

- 自治体、共同生活型を行う民間事業者、共同生活型を行う民間事業者の利用者を対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- 民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族や自治体が留意しておくべき点を目安として示すためのガイドラインの作成。
- ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

◆ 実施主体：国（民間事業者へ委託）

※シンクタンク等への委託による実施を想定



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

施策名:被災者見守り・相談支援等緊急事業

① 施策の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。特に、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

令和6年能登半島地震・豪雨における被災者について、被災前とは大きく異なった環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災した自治体が孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【事業実施要件】

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

【実施主体】

都道府県及び市区町村  
(令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)

【補助率】

10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

# 更生保護就労支援事業

【R8予算(案)額  
6,420,035千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業

更生保護就労支援  
事業所



- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和8年度は**全国29庁**で実施

## 就職活動支援業務

矯正施設  
収容中



釈放後



### 矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

## 職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



### 出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 対人関係の向上
- 職務内容の設定
- 良好な勤務態度の醸成など
- 適切な指導方法など

# 訪問支援事業について

【R8予算(案)額  
6,420,035千円の内数】

## 背景・導入の経緯

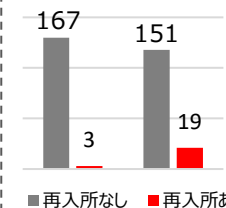
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

## 効果

訪問支援群 対照群



結果

訪問支援群 **1.8%**

⇔ 対照群 11.2%

訪問支援群の方が  
有意に再入所が少ない

訪問支援は  
再犯防止に効果あり

対象

令和6年4月から令和7年3月までの間に  
訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法

- 訪問支援を実施した者（訪問支援群）
- 訪問支援を実施しなかった者（対照群）

について、令和7年3月末までに退所後の犯罪により  
受刑のため**刑事施設に再入所した者の割合**を比較

## 概要

実施施設

令和7年度は**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置  
(令和8年度は20施設に拡充予定)

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者  
であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

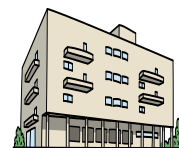
支援の  
方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**などにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

### 定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



更生保護施設

更生保護施設職員  
(訪問支援職員)



更生保護施設  
退所者等

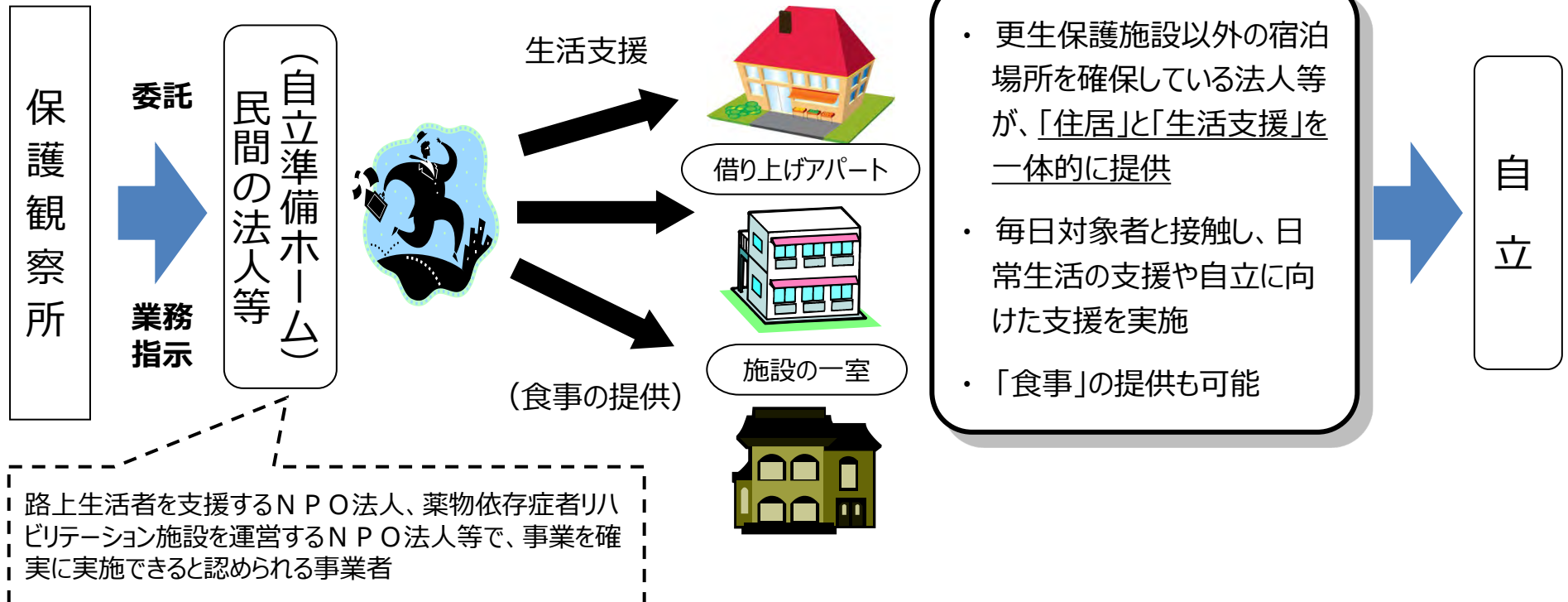
## 更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

## 緊急的住居確保・自立支援対策



# 更生保護地域寄り添い支援事業

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託 (旭川・さいたま・福井・福岡)
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

## 事業内容・フロー

### 地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

### 支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



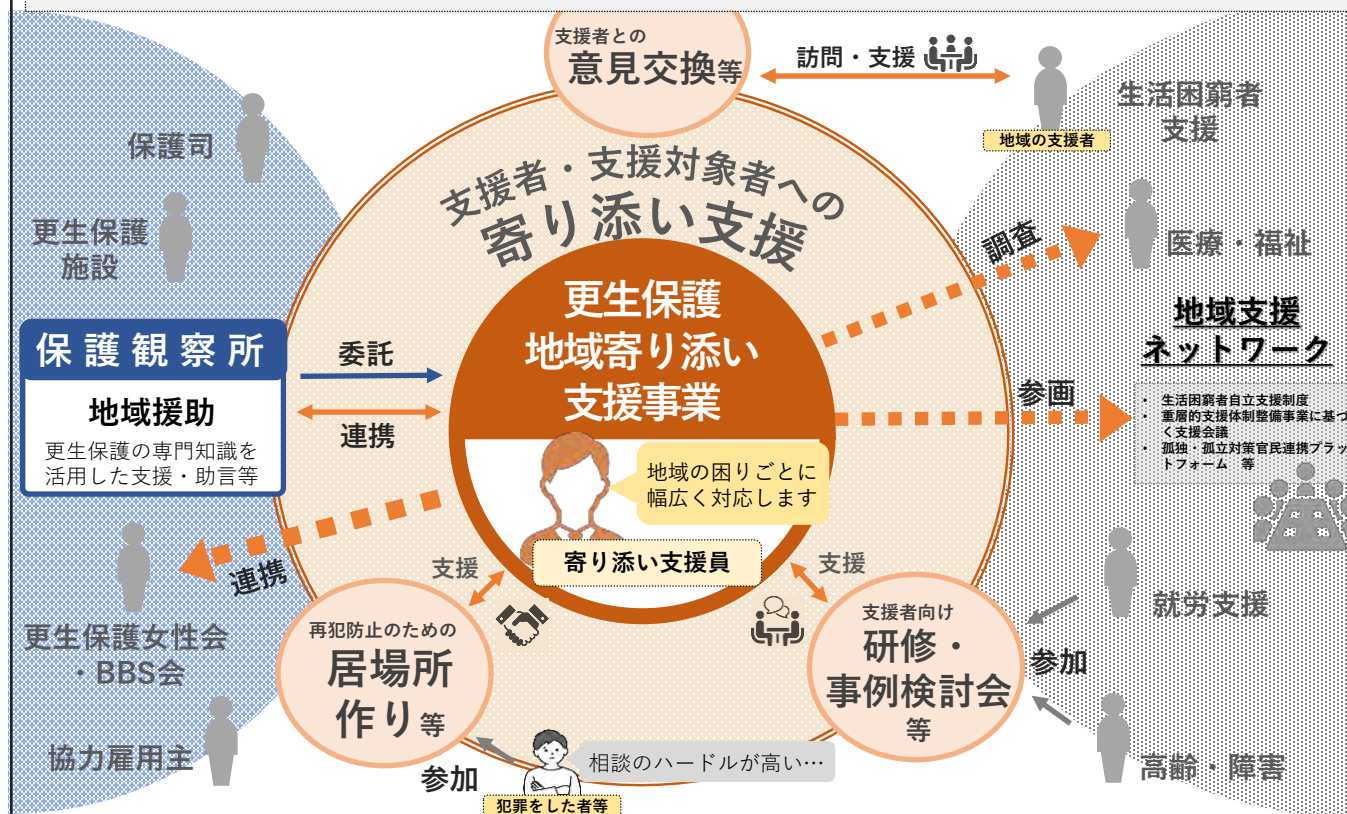
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

### 支援者・支援対象者への寄り添い支援

- 🗨️ 情報提供・助言等
- 👥 支援活動への同行・同席等
- 🔗 関係機関等へのつなぎ

## 目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与



# 効果的な保護観察処遇

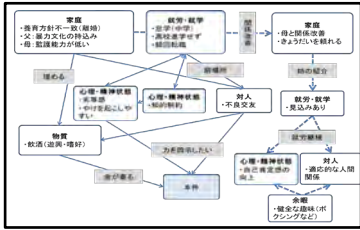
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R8予算(案)額 138,179千円の内数】  
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R7補正予算額 730,964千円の内数】  
 【R8予算(案)額 6,558,214千円の内数】

## CFPによるアセスメント(R3.1～)

### 保護観察用アセスメントツール・CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
  - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
  - 犯罪に至るプロセスを分析

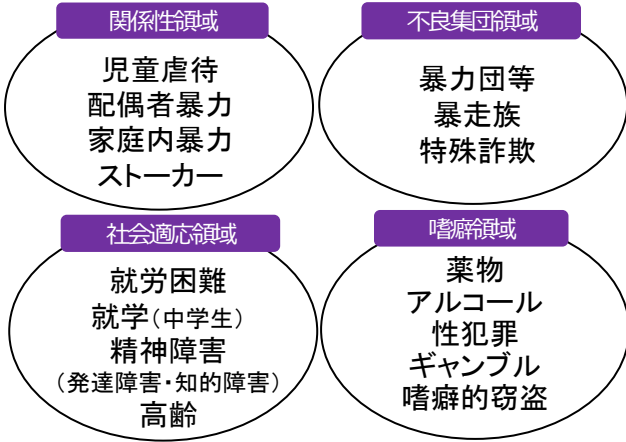
CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で個々の問題や特性に焦点を当てた処遇を実施

## 類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てたガイドラインによる処遇

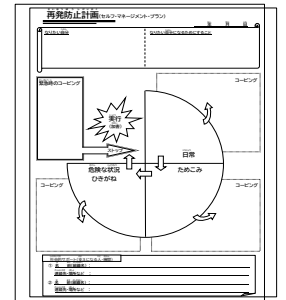


## 犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



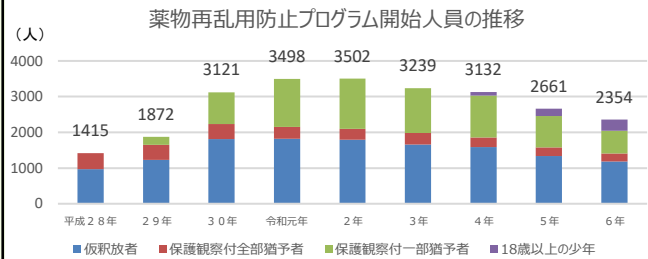
再発防止計画の例



## 対象者の特性に応じた取組例

⇒ 各取組については、適宜効果検証等を実施の上、必要に応じて内容の見直しを行っている

### 薬物事犯者



### 大麻事犯者用コアプログラムの新設(R5.12～)

大麻事犯の保護観察対象者が増加傾向にあることに対応するため、大麻事犯者の特性に応じた課程を新設

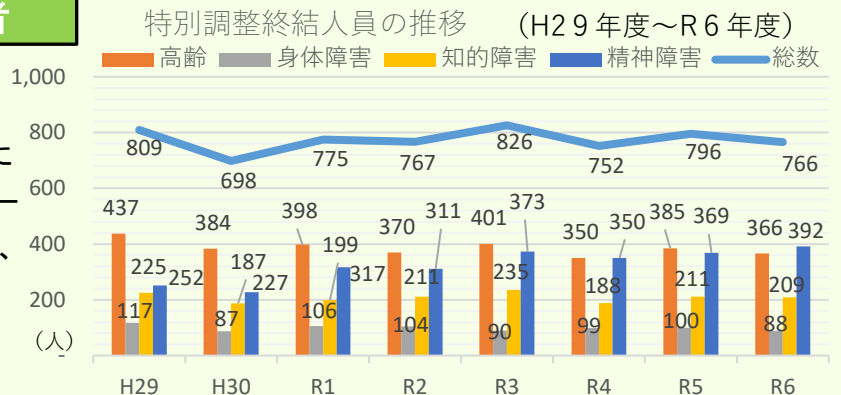
### 専門的援助の活用(R5.12～)

地域の支援機関・団体等による専門的援助の受講の義務付けを可能とし、社会資源との連携を強化

### 高齢・障害を有する者

#### 特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整



### 性犯罪者

#### 性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

# 民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究（内閣府孤独・孤立対策推進室）

## 令和7年度補正予算額 0.2億円

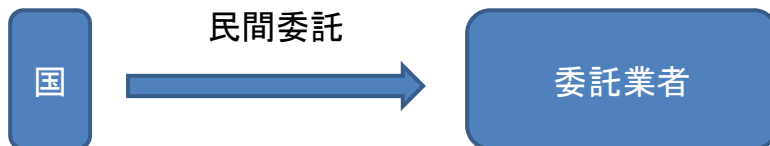
### 事業概要・目的

- 我が国においては、今後、単身世帯の更なる増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されており、現役世代を含めた中長期的視点に立った孤独・孤立の予防に資する取組が求められています。
- こうした中、「安心・つながりプロジェクトチーム」の取りまとめ（令和7年7月31日）において、「民間企業は事業活動を通じたつながりづくりの担い手であるとともに、雇用主として、社員の退職後までを見据えて、孤独・孤立の予防の観点からのつながりづくりを促進する役割を担うことが期待される」との指摘がなされました。
- この点、民間企業をつながりづくりに関する取組については、事例や知見の蓄積が乏しい現状にあり、先進的な取組事例を把握する必要があります。
- このため、全国の民間企業をつながりづくりに係る先進的な取組事例を収集し、これを分析・整理するとともに、その成果の全国展開を図ります。

### 事業イメージ・具体例

- 1 民間企業を対象として、事業活動を通じたつながりづくりや、雇用主として、社員の退職後までを見据えた、孤独・孤立の予防の観点からのつながりづくりに関する先駆的な取組事例（※）を収集します。  
  
（※）「安心・つながりプロジェクトチーム」会合においては、移動販売を活用したつながりづくり・見守り、ボランティア休暇を活用した社員の社会貢献活動の促進、社員を対象とした「つながりサポーター」養成講座の実施といった民間企業における関係する取組が報告された。
- 2 また、収集した取組事例を分析・整理し、得られた成果を全国展開することにより、多種多様な民間企業におけるつながりづくり等の取組を促進し、もって、社員等を対象とした民間企業主体の孤独・孤立対策を推進します。

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 民間企業におけるつながりづくりの取組が広がることで、退職を契機としてつながりを失いかねないという課題への「備え」として、現役世代一人一人が若いうちから社会や地域とつながり、受援力への意識が高まります。
- また、地域とつながりを持つ方が増えることで、各地域における担い手不足の課題の解消にも寄与します。

## 事業の目的

こどもの成長を見守ることを目的に、これまで個別に管理されてきた福祉分野と教育分野のデータを連携させることで、こども一人ひとりに応じた教育・保育、保健、療育、福祉等を届けられるデータ連携基盤の構築を目指す。

## 事業の概要

### こどもデータ連携システムの整備に向けた調査研究

- ◆ 潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期把握など、こどもデータ連携の必要性および有効な利用範囲（市内の関係部局や関係団体等）について調査・整理する。
- ◆ 上記検討を踏まえて、関係部局や関係団体等による当該児童・家庭に対する情報の共有が可能となるデータ連携基盤（SaaSを想定）の在り方について整理し、その要件定義を検討する。さらに、必要な法整備についても整理・検討を行う。
- ◆ 検討に当たっては、データ管理体制の構築についても考慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保する。

### これまでの取組

- ・ 有識者検討会および実証事業、パブコメ等を踏まえた「こどもデータ連携ガイドライン」の策定
- ・ こどもデータ連携の取組事例集の展開

### 課題

- ・ データ連携のシステム構築等に、自治体ごとに個別対応、経費がかかる
- ・ 連携したデータの名寄せ作業含めた仕組み構築の効率化



## 実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度当初予算案 47億円 (47億円) ※()内は前年度当初予算額  
※令和7年度補正予算額 3.6億円

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	8/10		2/10
			会計

## 1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

## 2 事業概要等

### 実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。（全都道府県179か所に設置）

### 支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画**を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談**等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップ**に向けた**フォローアップ**相談を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。



就職等者数

12,282人

(令和6年度)

就職等率

(=就職等者数/新規登録者数)

73.7%

(令和6年度)

総利用件数

494,669件

(令和6年度)

新規登録者数

16,670人

(令和6年度)

施策名:生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和7年度補正予算案 36億円

### ① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

### ③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

#### 1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援

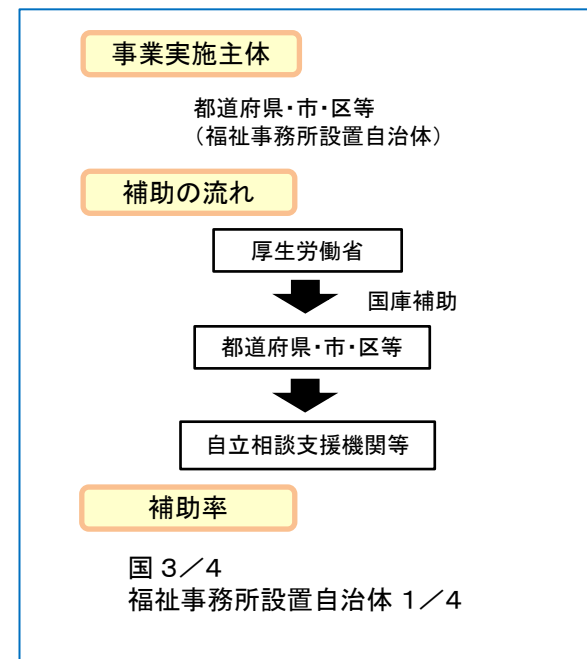
#### 2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化  
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

#### 3. 家計改善支援の質の向上に関する取組

#### 4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

# 地方消費者行政強化交付金について

令和8年度当初予算案：15.0億円  
令和7年度補正予算：17.6億円

- 衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、
- (1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が推進事業終了により後退しないための適切な対策を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
  - (2) 「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、
  - (3) 相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、
  - (4) 広域連携による効率的な相談体制の構築、  
等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）。

## 新たな枠組み

## 支援メニュー

推進事業  
(定額)

### 地方消費者行政機能維持事業

- ① 相談機能維持・未然防止強化型
- ② 広域連携推進型
- ③ 地方消費者行政推進型

強化事業  
(1/2)

### 地方消費者行政機能強化事業

- ④ 相談・見守り連携強化型 (先行実施)
- ④ 相談・見守り連携強化型
- ⑤ 広域連携強化型
- ⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型
- ⑧ 重点課題対応型

新たな支援の枠組み

### ① 相談機能維持・未然防止強化型 (補助率：定額)

- ✓ 相談機能維持、被害の未然防止活動強化を前提に、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中（令和8～11年度）消費生活センター等の運営を継続できるよう支援（定額）

### ② 広域連携推進型 (令和11年度まで定額、その後原則2/3※)

- ✓ 広域連携による消費生活センターの運営を支援（令和16年度までの間の措置）  
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定

### ③ 地方消費者行政推進型 (定額)

- ✓ 従前の推進事業（活用期間の特例により令和9年度まで継続）

### ④ 相談・見守り連携強化型 (原則1/2)

- ✓ 消費生活相談員が相談に従事しつつ、出前講座、見守り活動を行う者へ情報提供を行うなど、相談と見守りの連携強化や新たな役割、業務の高度化等に相応しい処遇の実現を支援

### ⑤ 広域連携強化型 (原則2/3)

- ✓ 中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援

### ⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型 (原則1/2)

- ✓ 都道府県による消費生活相談員の計画的育成・確保の取組を支援
- ✓ SNSトラブルなど複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援

### ⑧ 重点課題対応型 (原則1/2)

- ✓ 既存の強化事業を改組。時々の重点課題への取組を支援

令和7年度  
(2025)

令和8年度  
(2026)

令和9年度  
(2027)

令和10年度  
(2028)

令和11年度  
(2029)

令和12年度  
(2030)

消費者基本計画 (令和7～11年度)

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費  
 令和7年度補正予算 1億円 (デジタル庁一括計上)  
 令和8年度予算案 3億円 (デジタル庁一括計上)

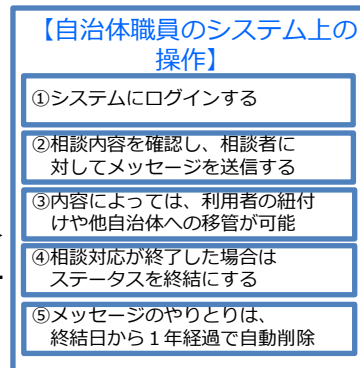
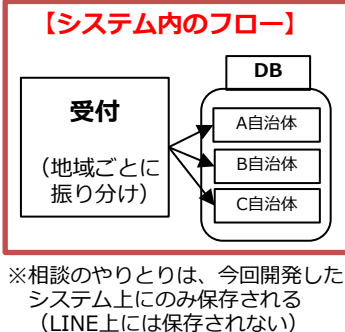
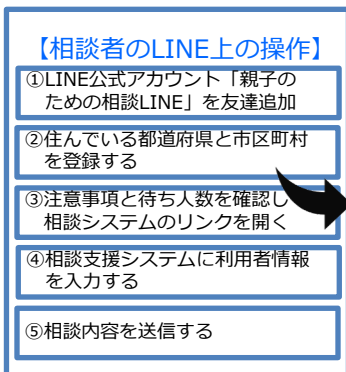
事業の目的

児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

事業の概要

相談者

- ・親
- ・こども（18歳未満）



自治体職員等

- ・自治体職員
- ・委託事業者



※各自治体は本業務を外部委託することも可能

(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

<改修内容>

①相談者の利便性向上のための相談チャット画面のレイアウト改善及び機能の改修

現在のシステムでは、相談者、自治体職員等がメッセージを入力する際に改行することができず連続した文章となり、読みづらいものとなっているため、相談者が読みやすい文章に整理できるよう改行機能を付加する（レイアウト改善）。また、現在のチャット画面ではメッセージの受信及び送信時間が表示されないため、相談者、自治体職員等双方ともに、相談経過を把握できないほか、メッセージの送信時間自体が対応の緊急度を判断する一つの要素となりえるため、メッセージの送受信時間を表示できるよう改修を行う（機能の改修）。

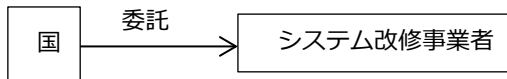
②メッセージがない相談に関する管理区分の追加

相談者が相談チャットに入ったものの相談内容の送信がないケース（相談内容未送信ケース）については、相談内容未送信の状態が何度も繰り返される場合には、相談することを逡巡している可能性が考えられ、場合によっては一定のリスクを抱えているケースであることも想定されることから、こうしたケースに適切に対応することができるよう、相談内容未送信ケースを把握するための新たな管理区分を追加する。

(※) 点線枠内は、令和7年度補正予算によるもの

実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10 【資金の流れ】





# 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和8年度予算額（案） 116百万円  
（前年度予算額 124百万円）



文部科学省

令和7年度補正予算額 13百万円

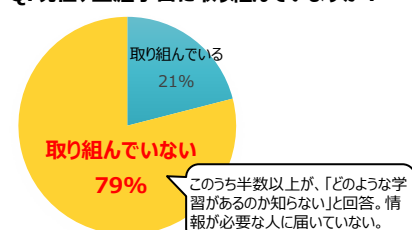
## 趣旨・背景

障害者権利条約の批准や共生社会への意識の高まりなどにより、**学校卒業後の障害者の生涯学習機会の確保**が求められている。また令和6年4月に**障害者差別解消法**が完全施行され民間事業者にも義務化されるなど、**合理的配慮への対応**が急務である。これら喫緊の課題に対応するため、本事業では、**学校卒業後の障害者の学び**について実態把握・モデル開発・普及啓発等の取組を進め、「**障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現**」を目指す。

## 障害者の生涯学習の推進に関する現状と課題

障害者本人アンケート（R4）

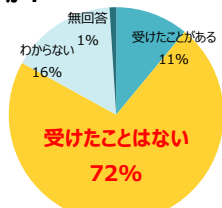
Q:現在、生涯学習に取り組んでいますか？



課題①：生涯学習の機会が少ないことに加えて、障害当事者に情報が伝わっていない。

社会教育施設アンケート（R5）

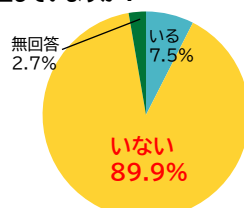
Q:合理的配慮に関する意思表示を受けた経験がありますか？



課題②：障害者の生涯学習の場における合理的配慮や情報保障に係る経験が少ない。

社会教育施設アンケート（R5）

Q:コーディネーター的な役割を担う職員を配置していますか？



課題③：障害者の生涯学習活動に関するコーディネーター的な職員がいない

「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月14日閣議決定）

地域における**学校卒業後の学習機会の充実**のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して**生涯学習を支援する機関としての役割を果たす**。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、**障害者の生涯学習の充実**に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった**学びの場・機会の提供等の取組の推進**を図る。

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた取組」として、**障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実**を図る。

## 事業内容

### アクセシブルな書籍等の製作に係る実証調査等【13百万円（R7補正）】

読書バリアフリー法(R1)や情報コミュニケーション法(R4)の施行など、**情報保障への関心が高まる**中で、障害者等が学びの機会から除外されることのないよう実態把握が必要。**読書バリアフリー基本計画の着実な実施のために、全国的な調査等により、各取組の進捗状況を把握する。**

### 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究【3百万円（3百万円）】

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、**障害当事者**はもとより、実施主体として期待される**自治体**や社会教育施設、高等教育機関等多様な関係者に対する**定期的な調査が必要**。（R7：社会教育施設等への実態調査）

### 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究【89百万円（97百万円）】

#### ①地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県等が中心となり、大学や特別支援学校、NPO等が参画する**持続的な連携体制の整備**に向けた「**地域コンソーシアム**」を構築。

#### ②社会教育施設を活用した障害者の学びの場の拡充を目指した地域連携体制の構築

地域における学びの機会の充実を目的に、**コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習プログラム、インクルーシブなプログラム開発**を実施。

#### ③障害者の移行期の学びのモデルの構築

大学、専門学校等の高等教育機関への進学が困難な障害者が**学びを継続できる機会等の創出**や、障害の有無に関わらず同世代の若者を含む**社会と接することができる居場所作り**を目的とした**持続可能な生涯学習プログラム等の開発**を実施。

### 普及・啓発活動の強化【23百万円（24百万円）】

障害者の生涯学習の充実には**教育と福祉など分野を超えた連携**を進め関係者を増やすことが重要。学びの場の担い手育成や学習環境の充実を図るため、障害者や支援者、行政など関係者が集う**共生社会コンファレンス**や、**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を実施。



（共生社会コンファレンスの様子）



（障害者参加型フォーラム）

#### アウトプット（活動目標）

- ①実践研究事業による都道府県等の**主体的な連携体制の構築**。
- ②**多様な生涯学習プログラムのモデル開発・実施**。
- ③普及・啓発事業の実施による**成果の共有**。

#### 中期アウトカム

- ①自治体の行政計画に盛り込まれる等、**障害者の生涯学習への関心の高まり**。障害理解が深化。
- ②障害者のニーズに対応した**多様な生涯学習プログラムが増加**。
- ③障害者の生涯学習の担い手人材が増加。

#### 長期アウトカム

- 学校卒業後の**障害者の身近に生涯学習の機会**（学習・スポーツ・文化等の活動機会）が**充実、障害の有無に関わらず、共に学び生きる共生社会が実現**。

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

# 熱中症対策推進事業



【令和8年度予算(案) 450百万円(405百万円)】  
(独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金 306百万円(286百万円)を含む)

国民の命を守るため、国、地方公共団体、事業者等が行う効果的な熱中症対策を推進します。

## 1. 事業目的

- 熱中症対策実行計画で掲げる「2030年熱中症死亡者半減」達成に向け、国、地方公共団体、事業者等において、あらゆる主体が熱中症予防行動をとることができるよう効果的な熱中症対策の普及・啓発を推進する。
- 改正気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の運用、指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の取組等について、効果的な体制づくりを進める。

## 2. 事業内容

- 関係府省庁とともに、政府一体となり「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、地方公共団体や事業者等とも連携しながら、メディアやSNS等の効果的な活用戦略を練った上で、国民一人ひとりが熱中症対策を実践できるように、訴求対象別の国民向けの普及・啓発を実施する。
- 熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報の着実な運用、クーリングシエルトアの指定に係る支援、熱中症対策普及団体の熱中症対策に係る活用など各種取組を推進する。
- 熱中症死亡者半減目標の達成に向け、死亡者の要因分析等をさらに進め、熱中症対策実行計画の見直しを行う。
- 独立行政法人環境再生保全機構が、地域における熱中症対策に取り組む地方公共団体等に対し、熱中症対策に取り組む情報を収集・展開するとともに、地方公共団体職員等を対象とした熱中症対策に係る研修を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 + 運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

## 4. 事業イメージ

### ■ 普及啓発の実施

熱中症警戒情報等の発表



SNSを活用した広報



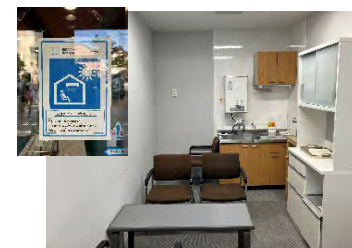
### ■ 地域における熱中症対策の強化

地方公共団体職員向けの  
研修の実施



(例) 7月12日山形会場

指定暑熱避難施設の設置



(例) 佐野市役所

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 電話： 03-6206-1732

# 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和8年度当初予算案 8.0億円 (10.2億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.8億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 地域共生社会の実現に向けて、第二期計画期間の最終年度におけるKPIの着実な達成及び各種取組を促進するため、また、権利擁護支援の地域連携ネットワーク<sup>(※)</sup>のコーディネートを担う中核機関の法制化の検討を進めていることも踏まえ、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた取組を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

## 地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標  
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



### 1. 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

### 2. 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

### 3. 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- モデル事業の実践等も踏まえ、身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人の地域生活を支える新たな権利擁護支援策について、全国で実施する体制を構築する必要があり、具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するための調査等事業に取り組む。

施策名：官民協働等女性支援加速化事業

① 施策の目的

- 令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

② 対策の柱との関係

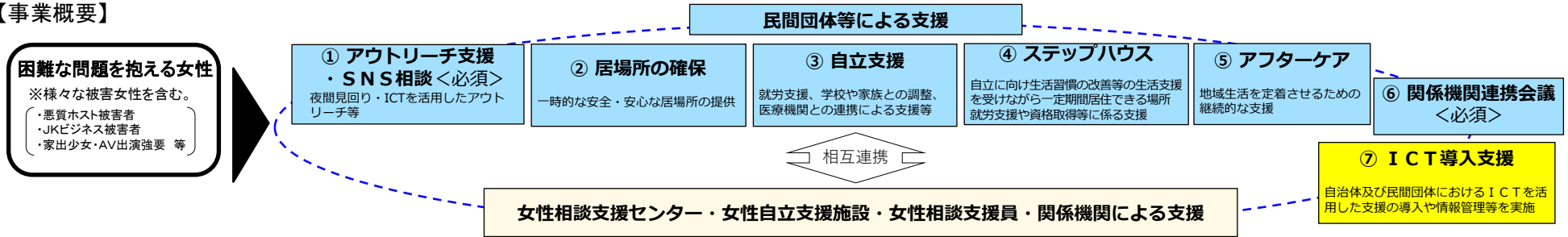
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

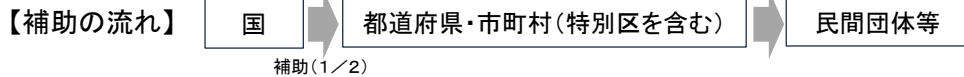
- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県、市町村(特別区含む) 【補助率】国 1/2、都道府県・市町村(特別区含む) 1/2



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。
- ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

# 施策名:身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

## ① 施策の目的

## ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

## ③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

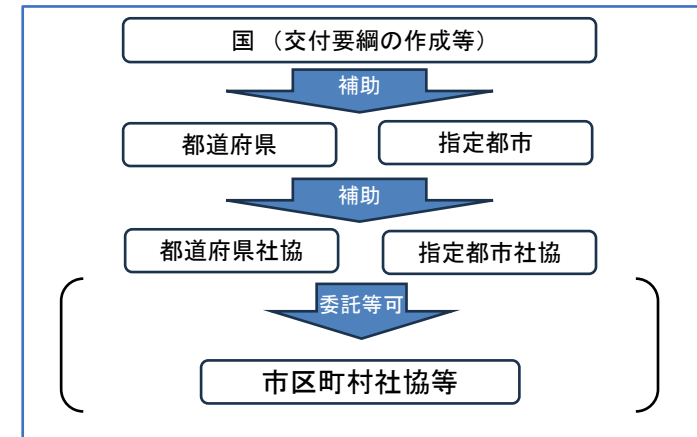
## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会  
(事業の一部を委託可)

### 【取組内容】

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

- ①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
- ②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

【○非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施】

施策名：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練事業

令和7年度補正予算額 50百万円  
 ※労働特会(雇) 50百万円

人材開発統括官付  
 訓練企画室  
 (内線5227)

① 施策の目的

正社員と比べて能力開発機会が乏しい状況にある非正規雇用労働者等に対して、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を早期に図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)が民間教育機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより、早期に全国展開を図る。

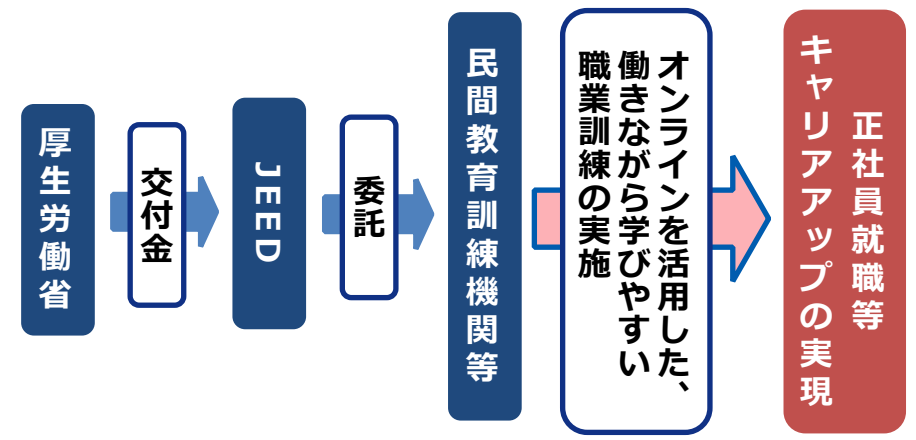
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

**事業の内容**

**ア 実施方法等**  
 オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

**イ 訓練期間**  
 原則2か月以上6か月以下(最長1年)

**ウ 受講継続等の支援策**  
 訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続奨励や学習の進捗状況に応じた支援を実施



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

非正規雇用労働者等に対して、オンラインを活用した働きながら学びやすい職業訓練を実施することにより、正社員就職等キャリアアップを実現。

# 障害者自立支援給付費負担金

令和8年度当初予算案 1兆8,145 億円 (1兆6,531億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

障害者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費。また、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費。

## 2 事業の概要

### (1) 介護給付・訓練等給付

市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等（※）に要する経費の1/2を負担するもの。（障害者総合支援法第95条第1項第1号）については、障害者の自立した生活を支え、障害福祉サービスを必要な障害者に届けるための支援を行うために、必要な額を要求するもの。

※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助

特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付

その他・・・高額障害者福祉サービス費

### (2) 計画相談支援給付

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、必要な額を要求するもの。

### (3) 地域相談支援給付

地域移行や地域定着を支援するために必要な額を要求するもの。

### (4) 補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1/2を負担する。

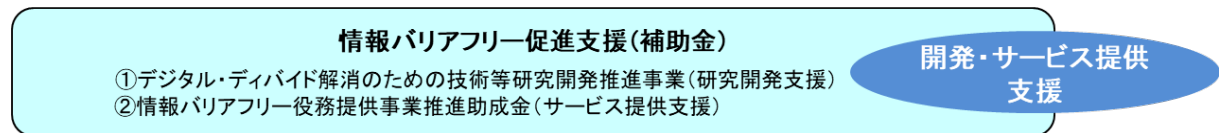
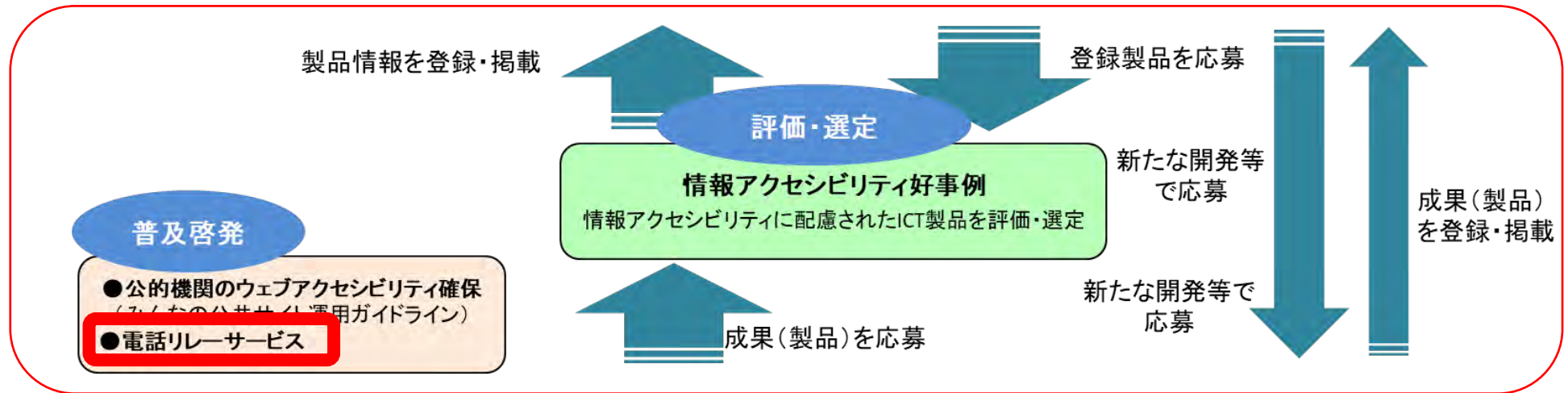
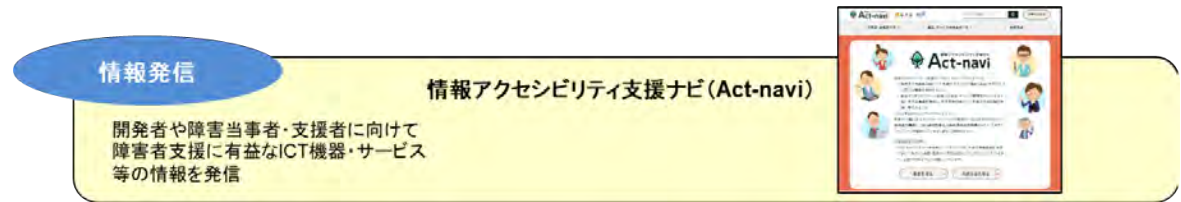
## 3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

# アクセシブルなICT機器等の総合的な開発普及推進事業

- 障害者や高齢者を含む誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境の実現に向けた普及・啓発等を実施。



障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTによる恩恵を享受できる環境を実現